



島根県報

平成31年4月12日（金）

第3,099号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	3
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	（建 築 住 宅 課）	4
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	4

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（森 林 整 備 課）	4
----------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	5
---	---------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体		5
--------------------------------------	--	---

告 示**島根県告示第262号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第263号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年4月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑南町	平成28年度～30年度	20枚	1冊	下田所3	平成31年4月4日
邑南町	平成29年度～30年度	12枚	1冊	下田所4	平成31年4月4日
吉賀町	平成27年度～29年度	43枚	1冊	田野原3	平成31年4月4日
吉賀町	平成27年度～29年度	17枚	1冊	下須4	平成31年4月4日
西ノ島町	平成27年度～29年度	16枚	1冊	美田尻	平成31年4月4日

島根県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

安来市黒井田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成31年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市

松江圏都市計画市街化区域

ただし、当該区域のうち昭和27年島根県告示第221号、昭和46年島根県告示第107号、平成16年島根県告示第121号、平成20年島根県告示第352号、平成23年島根県告示第14号及び平成29年島根県告示第480号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課及び松江県土整備事務所並びに安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成31年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

平成31年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成31年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,690千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

利弘 健 松江市西法吉町9番34号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成31年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
三瓶山鳥獣保護区特別保護地区	大田市の一部	平成31年11月1日から 平成41年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び西部農林振興センター県央

事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成31年 4 月 12日から同月 25日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条及び島根県病院局財務規程（平成 19 年島根県病院局管理規程第 9 号）第 133 条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公告する。

平成31年 4 月 12日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1 号 608キロリットル

内訳 島根県立中央病院 238キロリットル

島根県立こころの医療センター 370キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 落札者を決定した日

平成31年 3 月 26日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲 548 番地 1

5 落札金額

灯油 1 キロリットル当たり 66,690円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成31年 2 月 8 日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第54号

次の団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 31 年 4 月 2 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成31年 4 月 12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
吾郷浩之後援会	田平 篤	金子 俊之	大田市大田町大田イ 183 番地 6
金子しょうご後援会	宮田 弘	山本 博	浜田市朝日町 41 番地 5

和田ともりの後援会

和田 朝成

和田 保雄

江津市波子町イ1258番地 1